

## 論点①障害分野における国際協力の推進 に関する委員意見

### ○阿部一彦委員

- 国連をはじめ国際的関係諸機関、NGO等との協力のもとに、障害者や障害をめぐる諸問題に取り組むことは重要である。ただし、この取り組みに関しては、政府・各省庁、専門職の関与だけではなく、障害者（団体）等が自らの障害体験に基づいて主体的にかかわる必要がある。
  
- パラリンピック等の国際的障害者スポーツへの参加の支援をさらに強化するとともに、文化・芸術的諸活動や障害者（団体）の国際会議、国際協力への参画に積極的に支援する必要がある。障害者の国際的活動には経済的な支援や移動（旅行）支援、通訳などのコミュニケーション支援などソフト面での諸条件の整備が必須であり、それらが不十分なために国際的活動、国際協力の実施に困難が生じている。
  
- 国際的な体験や感覚をもとに、国際的な諸問題、自らの国、自らの地域社会の在り方に関して建設的に議論し、考察できる人材を育成する必要がある。加えて、我が国の障害者（団体）が自らの障害体験をもとに他の国々、とくにアジア太平洋地域の障害者問題、二次障害の防止、ソーシャルインクルージョンの在り方等について主体的かつ積極的に議論、考察できる環境の整備に努め、国際的な格差の是正に積極的に取り組むべきである。すなわち、障害を体験した視点からの国際的なピアサポートが重要である。

以上

○嘉田由紀子委員

第30条 障害分野における国際協力について

- 滋賀県では、糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの努力により、戦後まもない1940年代から、福祉施設等で造形活動に熱心に取り組まれてきた歴史があり、こうした福祉の取組の中で生まれ、育まれてきた障害者の絵画、陶芸などの造形作品の中に、近年「アール・ブリュット」として評価されるものも出てきています。
  
- こうした作品の保存・活用および人材の育成を先駆的に行ってきた(社福)滋賀県社会福祉事業団は「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」(滋賀県近江八幡市)を運営しており、スイス・ローザンヌ市やフランス・パリ市の美術館との連携展を実施するなど、海外との交流事業にも積極的に取り組んできました。  
平成22年3月から10か月にわたってパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ」展では、約12万人の観客を集め大きな反響がありました。
  
- このように、アール・ブリュットが芸術の一分野として確立されたヨーロッパにおいて、日本の作品が紹介され、高い評価を受けることは、日本のアール・ブリュットに光をあて、国際理解を深めるとともに、国内においても障害者への理解や社会参加を進める契機となるものです。
  
- しかし、アール・ブリュットは、我が国やアジア諸国などにおいて、まだ十分には浸透しているとはいえず、埋もれて光のあたっていない作品や、活躍の場が与えられない人がまだまだ多く存在するものと思います。アール・ブリュットの一層の振興、作品調査や情報発信などにより、各国の協力のもとで、障害のある人が文化芸術活動を行う場を提供し、作品の発掘や優れた作品の紹介を行っていくことが必要と考えます。
  
- こうした取組によって、各国の障害者福祉の向上とともに、国際交流、国際理解の一層の推進を図ることができるものと考えます。

- パラリンピックをはじめ、障害者が活躍する国際舞台があるスポーツ分野と比べ、文化芸術分野での取組は、まだこれからだと感じています。
  
- 新たな障害者計画においては、障害のある人自らが担い手となって活躍できる文化芸術活動、とりわけアール・ブリュットについて、国際協力、国際交流の分野にも明確に位置づけられ、民間や地方自治体の取組への支援など、国のバックアップのもとで総合的・効果的、また長期的視点をもって推進されるようお願いします。

以上

○田中正博委員

国際協力活動は大雑把に分類すると3タイプに分かれる。

- ①交流により参加国間の相互理解を促進する活動  
(例：I I 世界会議やアジア会議)
- ②情報・意見交換を通して障害者の状況・権利を向上させる活動  
(例：国連障害者の権利条約など)
- ③他国の利益のための活動（開発途上国支援）

国はこうした国際協力への「広範な国民参加促進」を目指しているが、これには、賛否が分かれるところがある。①と②では、日本を含む世界中（アジア）の人々が当事者なので「広範な、、、」は望ましい事と位置づいている。

これに対して、③では日本人は当事者ではないので、その適切な参加には一定の経験を要する状況にある。

③の開発途上国支援で重要なのは、日本人が「必要だと考えることをする」のではなく、受益する国特有の社会状況で必要なこと（ニーズ）を見つけることになる。それは、当事者（受益国）ではない日本人が行うことは難しい。

従って、開発途上国支援で日本人ができることは当事者の考えに沿って自分達にできるサポートをすることで、具体的に言えば、その国の人達が独自の方法を基礎から作る支援をすることになる。開発途上国支援を実施してきた団体においては、上記の対応が重要であるとしている。

「広範な国民参加」という方針は、最近では、③の活動に「日本の中学生にもわかる活動」を求めるようになってきている。多くの日本人は、開発途上国の障害問題とは大変遠いところで日常を送っているため、とても解り難い。そうした問題に対する「広範な国民参加」の過度な強調は、支援活動の本質を損なう結果になる可能性を含むため、注意が必要である。

以上

○長瀬修委員

**「障害分野における国際協力の推進について」**

○「ミレニアム開発目標」後の新たな開発目標と障害：障害と開発

2015年までに国際社会が達成を目指しているミレニアム開発目標(MDGs)には障害が含まれていないという欠陥がある。そのため、ミレニアム開発目標の次の開発目標に障害を含むことは、貧困撲滅という目標達成のためにも不可欠であり、その必要性に関する国際的な合意も徐々に形成されつつある。国連総会期間中の2013年9月23日に国連本部で開催される「障害と開発に関するハイレベル会合」(フィリピンとスペインが共同ファシリテーター)は、この動きの中で重要な役割を果たすため、同会合への日本政府からのハイレベルでの出席を含め、新たな開発目標と「障害と開発」とのリンクを形成する過程に、日本として関与することは肝要である。

さらに、次項で述べるアジア太平洋障害者の十年の新たな枠組みである「アジア太平洋障害者の権利を実現するためのインチョン戦略」を国際的な新たな開発目標の策定過程において活用することを、アジア太平洋の障害者の十年を長年にわたって推進してきた日本として、共に取り組んできた中国、タイ、韓国等と共同して提案すべきである。

○「アジア太平洋障害者の十年」の継続的推進

第1次・第2次の十年に引き続いて、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)を通じた日本の貢献が重要である。その意味でESCAPへの日本政府の貢献の「選択と集中」の分野として障害分野が選択されたことは喜ばしい。日本を取り巻く厳しい国際環境の中で、中国や韓国との国際協力を実践する具体的な分野として「障害者の十年」を戦略的に位置づける必要がある。

日本政府が日本エスカップ協力基金(JECF)への拠出を継続して、新たなプロジェクト等を通じて、特に貢献できる分野としては、本年4月に東京で国連専門家会議を開催したICTアクセシビリティや、被災地での障害者の死亡率が一般住民の2倍という東日本大震災の悲痛な経験を活かすためにも、防災と障害分野が検討に値する。

さらに、新たな十年の行動の枠組みとして、10月28日から11月2日まで韓国のインチョンで開催される「アジア太平洋障害者の10年(2003-2012)の実施

に関する最終評価のためのハイレベル政府間会合」の成果文書となる「アジア太平洋障害者の権利を実現するためのインチョン戦略」はミレニアム開発目標を参考として策定されている。インチョン戦略は、前述のミレニアム開発目標の後の新たな開発目標へのアジア太平洋地域からの知的貢献としての重要な位置づけがあり、その策定・実施過程への積極的な参画はアジア太平洋のみならず、グローバルなプレイヤーとしての日本の開発分野への国際貢献として位置づけなければならない。

また、第1次アジア太平洋障害者の十年の遺産として、日本政府の援助で誕生した「アジア太平洋障害者センター」（タイのバンコク）は日本の政府開発援助の障害と開発分野において、国際的にも象徴的存在であり、同センターとの協力関係を維持、発展することは、「アジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブでバリアフリーなかつ権利に基づく社会に向けた活動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」（2002年10月）の継続的な実施の具体例として、重要性を持っていることは明らかである。

#### ○障害者の権利条約の批准と実施への積極的参加

障害者政策委員会差別禁止部会が意見を本年9月に取りまとめた「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」は、2010年6月の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定）に基づき、次期通常国会においてその法案提出、そして成立が図られなければならない。同法の成立後、ただちに障害者の権利条約を批准（締結）し、すでに124か国・地域組織が批准を行った同条約の国際的実施に早期に積極的に加わることは、改正障害者基本法の基本的原則である「国際的協調」（第5条）及び「国際協力」（第30条）の観点からも強く要請される。

批准後には、日本の援助政策への明確な「障害と開発」の位置づけが求められ、障害分野の開発援助において、教育など個別の分野においても、障害者の権利条約の規定を活かすことが求められる。さらに、日本の政府開発援助全般において、合理的配慮の不提供をはじめとする差別禁止規定など横断的な実施も欠かせない。

批准後は、さらに障害者の権利委員会（条約第34条）へ障害者である日本の専門家の指名、選出を早期に行い、国際的な障害者の人権保障に積極的に参画すべきである。

## ○日本での障害分野の国際会議の開催

本年4月に東京で開催された「ICTアクセシビリティの促進によるインクルーシブな社会の構築と開発：新たな課題と動向に関する国連専門家会議」（国連事務局経済社会局及び、国連広報センターが主催し、日本財団が共催）や、2009年11月に開催された「国連エスキャップESCAP・バリアフリー高山会議」（国連アジア太平洋経済社会委員会と高山市の主催）などが開催されてきた。こうした国際会議は、海外との障害分野での協力関係を緊密に保つためのみならず、日本社会に対する日本の国際協力の重要性の周知という観点からも、今後も継続して開催する方向で検討すべきである。

## ○政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策の改定と「障害と開発」

現在の政府開発援助（ODA）大綱（2003年8月）には障害と開発が明記されていないため、次回の大綱の改定の際には明確な記述を行い、日本の援助方針の根幹として、障害と開発を位置づけることを内外に明らかにする。これは障がい者制度推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」（第一次意見：2010年6月）の「国際協力」の（政府に求める今後の取組に関する意見）に記されている「障害者の地位の向上に資する政府開発援助の在り方について、政府開発援助大綱への障害者の位置付けの在り方を含め、必要な検討を行い、次期政府開発援助大綱の改定の際にその結論を得る」と関連する部分でもある。

同様に、「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」（2005年2月）の次期の改定においても障害と開発を明確に示す必要があるのは言うまでもない。

## ○国際協力機構の課題別指針「障害者支援」の「障害と開発」への改称と改定

国際協力機構（JICA）の課題別指針名（2009年3月）が「障害者支援」（assistance for persons with disabilities）とあるのは、障害者の権利条約が示しているパラダイムシフトを反映していない。現在の指針で「障害者支援」を「障害者の『完全参加と平等』を成し遂げるための当事者のエンパワメントおよびメインストリーミング」と定義しているのはいささか無理がある。名は体を表す。この指針名に従って、JICA関係者をはじめ、日本の援助関係者では、「障害と開発」ではなく、「障害者支援」という言い方が定着してしま

っている。障害者の権利条約の基盤となっている社会モデルに基づいて、指針名を「障害と開発」に改称すると共に内容も、改正障害者基本法と障害者の権利条約に則って改定を行う必要が早急にある。

以上



○中西由起子委員

①【30条】障害分野における国際協力の推進

1 ODAでの障害分野の国際協力の明確化

- ・政府開発援助大綱（ODA 大綱）改定の際には、その中に障害に関する記述を含める
- ・障害者のエンパワメントに資する事業数・額を増やす（数値目標を含む）
- ・国内外の、JICAも含む国際協力機関において障害者を積極的に登用する
- ・ESCAPの2013年からのアジア太平洋障害者の十年（新十年）の実施に当たり、具体的支援策を検討し、実施する

2 アクセシビリティ規定の導入

- ・世界一と言われる日本のバリアフリーの環境を、技術協力によって海外にも普及する
- ・援助案件の中にアクセシビリティの規定を導入する
- ・JICAの環境社会配慮ガイドラインの環境社会配慮事項の中に障害を入れ、アクセシビリティの欠如が障害者の社会参加を阻んでいることを明記する
- ・ODA担当部局（JICAを含む）でのアクセシビリティに関する研修を実施する
- ・外務省の政策評価にアクセシビリティの項目を入れる

3 援助案件のメインストリーミング化

- ・案件作成時に障害者配慮の必要の有無について調査する
- ・案件検討委員会への障害者の参加を保障する
- ・障害者問題に対する関する国際協力関係者（外務省、JICA、開発コンサルタント）への啓発を行う

4 障害者の地域生活の推進

- ・施設中心の支援ではなく、障害者の自立生活を紹介し、自立生活センターの運営などその具体的方法において技術移転を行う
- ・障害児教育のノウハウを、インクルーシブ教育実践の支援のために活用する
- ・障害者の自助団体の育成・強化を行う

## 5 NPOの活用の促進

- ・ 政府の国際協力事業に NGO が参加しやすいように申請や報告の方式を見直す
- ・ 援助国、支援対象国の双方において、障害当事者団体のパートナーシップを明確化するスキームを構築する

以上